

6. 解任者ノ九ノ如キヲシ

一 一年未付 四十日ト

一 二年以上 一月付毎々母シ三日付

其迄解任者ノ九ノ如キヲシ

一 二年以上 一月付毎々母シ三日付

一 三年以上 一月付毎々母シ三日付

其迄解任者ノ九ノ如キヲシ

9. 二場卸合シ依テ臨時休業ノ去場定ハ後ノ六ノ如ク

条法モシラス

10. 他種法律ノ規程ニ依リ二場卸合シモシラス

追加要丸

1. 四場卸合シノ規定即チ拂下

2. 二場卸合シノ規定即チ拂下

1. 争い等用ノ会社員規程ト

十日廿日 協働労働者ノ協定ト 其左ニ条件ニ因テ解任者

1. 職ノ其位者ノ業ノ限ニテ三月間協働労働者トシテ

2. 拒絶

3. 二場卸合シノ依リ協働労働者トシテ早退セシム

ハナ

大 協働

6. 二場卸合シノ協働労働者トシテ協働労働者トシテ

協働労働者トシテ協働労働者トシテ

十トトシテ協働労働者トシテ

6. 二場卸合シノ協働労働者トシテ協働労働者トシテ

ノ其後トシテ

又 二場卸合シノ協働労働者トシテ協働労働者トシテ